

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和1年5月30日(2019.5.30)

【公開番号】特開2018-6312(P2018-6312A)

【公開日】平成30年1月11日(2018.1.11)

【年通号数】公開・登録公報2018-001

【出願番号】特願2016-218875(P2016-218875)

【国際特許分類】

H 01 R 24/38 (2011.01)

【F I】

H 01 R 24/38

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月17日(2019.4.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

端子と、前記端子を支持するハウジングと、前記ハウジングの少なくとも一部と同軸ケーブルの少なくとも一部を覆う外部導体シェルと、同軸ケーブルとを含み、

前記外部導体シェルは、前記ハウジングを収容するように構成されたハウジング収容部を先端側に備え、前記同軸ケーブルの外部導体及び被覆を結線するように構成された結線部を後端側に備え、

前記ハウジング収容部の平面部分には、被係合部が設けられ、

前記ハウジングの本体部には係合部が設けられ、

前記被係合部と前記係合部が係合することで、前記ハウジングが前記外部導体シェルに固定されたこと

を特徴とする同軸ケーブルコネクタ。

【請求項2】

前記外部導体シェルには、芯線結線部が設けられ、

前記被係合部は、前記芯線結線部に挟まれた、前記外部導体シェルの平面部分に設けられたこと

を特徴とする請求項1に記載の同軸ケーブルコネクタ。

【請求項3】

前記係合部は、前記本体部に形成された溝であり、

前記被係合部は、前記ハウジング収容部の平面部分を切起こして内側に突出させた切起こし片であること

を特徴とする請求項1又は2に記載の同軸ケーブルコネクタ。

【請求項4】

前記溝は、前記切起こし片に係合することで、前記ハウジングが前記外部導体シェルに固定されたこと

を特徴とする請求項3に記載の同軸ケーブルコネクタ。

【請求項5】

前記外部導体シェルは外側に変位可能な筒状の嵌合部を備え、該嵌合部の内壁に内向きロック凸部と該内向きロック凸部よりも嵌合方向奥側に内向きロック凹部を有し、

前記内向きロック凹部は、前記嵌合部の内壁の表面よりも奥に窪み、前記内向きロック

凸部は前記嵌合部の内壁の表面よりも突出していないこと
を特徴とする請求項 1 から 4 のいずれか 1 項に記載の同軸ケーブルコネクタ。

【請求項 6】

前記内向きロック凸部の頂面又は頂点は、前記嵌合部の内壁の表面よりも低い位置で、
前記内向きロック凹部の最も奥に窪んだ部分よりも高い位置にあること
を特徴とする請求項 5 に記載の同軸ケーブルコネクタ。